



早いもので今年も残すところ後一カ月を切りました。振り返ってみて、皆さんはどんな一年でしたでしょうか。インフルエンザが流行っておりますので、予防をして元気に年末年始をお過ごしください。

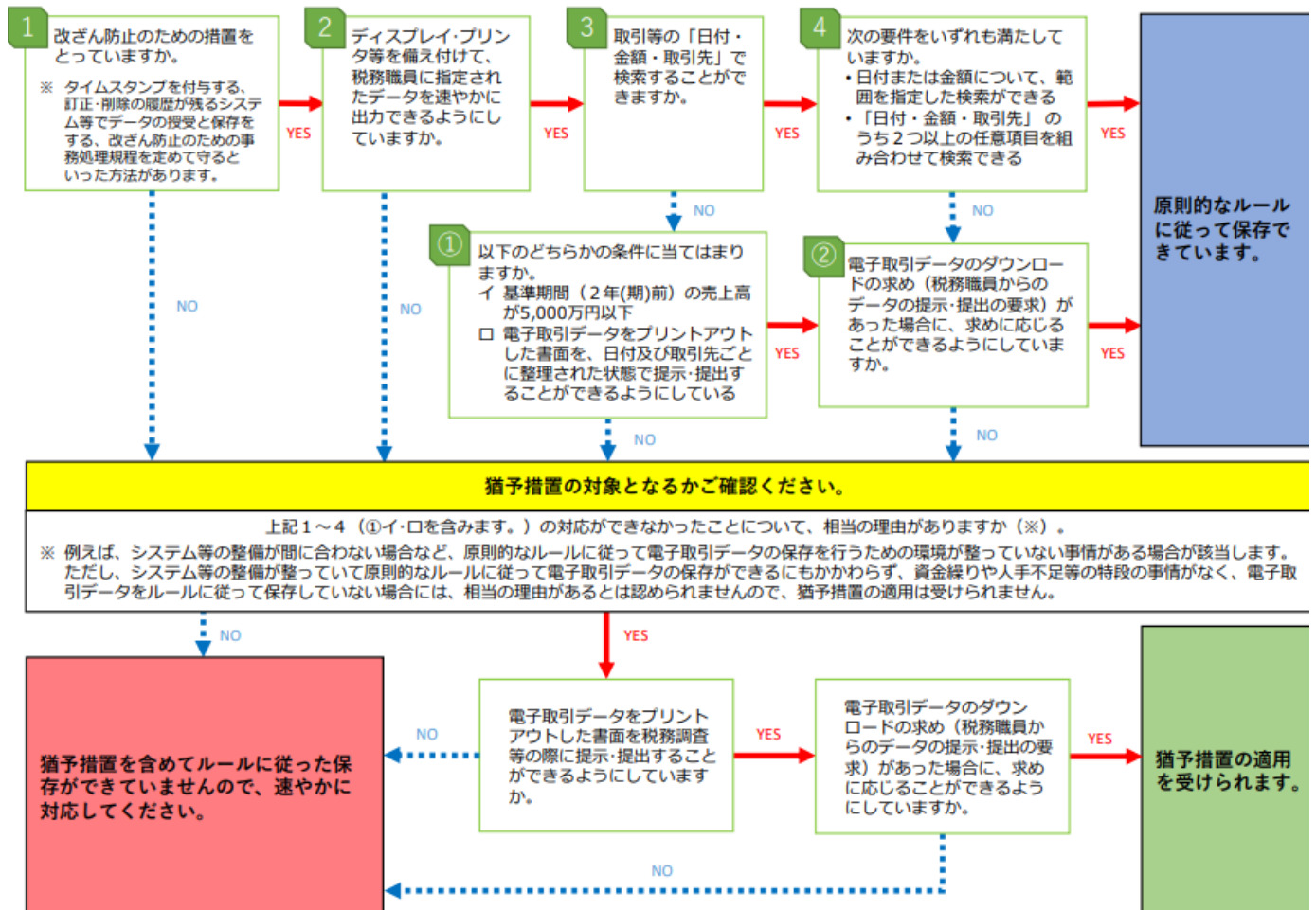
電子取引データの保存について

電子取引データの保存について、宥恕措置により令和5年12月31日までは、データ保存できないことについてやむを得ない事情があると認められた場合には電子取引データを出力した書面により保存することが認められています。令和6年1月1日からは電子取引データの保存が完全義務化されますが、新たな猶予措置が講じられており、**次の2点を満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子データを単に保存しておくことができることとされました。**

- ① 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）
- ② 税務調査の際に、電子取引データの『ダウンロードの求め』及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

電子取引データを原則的な方法によって保存するか、猶予措置の適用をうけて保存できるかを下記のフローチャートでご確認いただければと思います。

電子取引データをルールに従って保存できていますか？【令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ用】



(資料：国税庁)



～ふるさと納税は節税になるのか～

ふるさと納税は制度が開始されてから 10 年以上が経ちます。

今回は個人が行うふるさと納税がどのような効果があるか、国税庁の令和 4 年民間給与実態統計調査の平均給与を例に計算してみます。(家族構成：独身)



給与 450 万円 (社会保険料 15%として) の場合、**約 5 万円が上限**となります。

寄附金控除により**減額される税額**は、所得税約 3 千円、住民税約 4 万 5 千円の**合計 4 万円 8 千円**になります (寄附した年の所得税と翌年の住民税で減税されるのがポイントになります)。

◆返礼品の内容は寄付額の約 3 割以下のものになります
上記の例では、5 万円寄附されると約 1 万円 5 千円の返礼品が送られてきて、所得税と住民税が併せて 4 万 8 千円減額されます。



寄附額に対する減税額ですが、それぞれの所得に応じて効果の限度額がありますのでご注意ください。

(所得に応じての一定額を超えたふるさと納税 (寄附額) をされた場合は単純に寄附支出となり、所得税も住民税も減額されません。)

住宅ローン控除について

住宅ローン控除について、令和 4 年度税制改正により国税当局から納税者に住宅ローンの年末残高情報が提供されるようになっていきます。(債権者である金融機関の確認手続きが完了次第なので一部届いていない方もいらっしゃると思います。)

従来は証明書方式で年末調整、確定申告・・・

住宅ローン控除を受ける納税者が、**住宅ローンの債権者である金融機関等から交付を受けた年末残高証明書**を確定申告又は年末調整の際に提出する方式でした。

改正後は調書方式で年末調整、確定申告・・・

住宅ローンの債権者である金融機関等が税務署に年末調整残高調書 (住宅取得資金に係る借入金等の年末残高調書) を提出し、**国税当局から納税者に住宅ローンの年末残高情報を提供**する方式に変わります。

※調書方式による手続きについては、令和 6 年分以降の所得税等の申告等 (令和 7 年 1 月以降) について運用が開始されます。

証明書方式から調書方式への移行にあたっての経過措置が設けられており、今年、マイナンバーに関する本人確認など人確認などの事務に係る準備が間に合った方へは年末残高情報が国税当局から届いているかと思えます。



(金融機関から年末残高調書を税務署へ提出⇒税務署から納税者へ年末残高情報を提供)

今月のあなたの運勢

◆血液型編◆

A 型	B 型	O 型	AB 型
年末年始の大掃除をすると良い気分転換になりそう。 忘れ物に注意しましょう。	おいしいものを食べて運気が上がりそう。 食べ過ぎ飲みすぎに注意しましょう。	来年の目標 今年の振り返りと、来年の目標を決めると発見がありそう。	高い集中力で作業が進みそう。 時々周りを見るように注意しましょう。

＊スタッフブログ＊

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。

税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。< <http://www.uk-g.co.jp/blog/> >

優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお
待ちしております。